

「第27回 鳥取三十二万石お城まつり」

出店募集要項

【出店事業名と出店料】

名称：第27回鳥取三十二万石お城まつり

主催：鳥取三十二万石お城まつり実行委員会

会場：久松公園

日程：令和8年10月4日（日）10：00～15：00

出店料：11,000円（税込）（1ブース）

1. 出店までのステップ

①応募 → ②選考 → ③当実行委員会より出店可否をメール送信 → ④入金 → ⑤決定

2. 概要

「第27回 鳥取三十二万石お城まつり」の実施に伴い、飲食ブースの出店業者を次に記載する諸条件に従い募集する。

3. 募集資格

鳥取県内に所在地を有し、お城まつり当日に安全かつ衛生的に食品（料理）を提供できる能力を有する企業、店舗、団体又は個人。また、鳥取県内にて地域活性化活動を行う団体又は個人。なお、食品営業許可（露店・移動販売も含む）を持たない場合は以下の条件のいずれか1つを満たすこと。

- ①過去3年以内に実行委員会等の組織が主催する地域活性化関連イベントの出店実績を有すること。
- ②出店者の代表者が地域活性化の事業に取り組んでいること

なお、以下に該当するものは応募資格を有しない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団及び同10項に規定する暴力団員、並びに警察当局から排除要請がある団体又は個人については応募資格を有しない。なお、「警察当局から排除要請がある団体又は個人」とは、次の要件に該当する団体又は個人をいう。

ア. 法人の役員等に暴力団員が含まれている団体又は暴力団員がその経営に実質的に関与している団体。

※「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で、役員以外の者」をいう。

イ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している団体又は個人。

ウ. 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維

- 持運営に協力し、若しくは関与している団体又は個人。
- エ．暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体又は個人。

出店の条件

- ・下記の「販売品目」を満たし、かつ留意点を厳守することができること。
- ・選考を通った出店者のみ出店できます。該当者には事務局から連絡します。選考結果の理由については、お答えできません。
- ・本人（法人は代表者）以外の応募はできません。なお、本人以外の出店は認めません。
- ・出店者は来場者を不快にさせない工夫をし、来場者に笑顔で接客するなど、明るいまつり運営を行うこととします。（刺青やタトゥーのある方は出店に関わることを禁止いたします）
- ・今回の募集はテントブース出店の募集です。キッチンカーでの出店ではありません。
- ・出店に関する要望、運営ルールに関しては実行委員の指示に従うこと。

4. 出店の販売品目

（ア）～（エ）のいずれかに該当するもの

- （ア） 鳥取県産食材を使う料理、飲料（食材は一部でもよい）
- （イ） 鳥取城・城下町鳥取に関連した料理、飲料（城下町時代からの伝統食、鳥取城・城下町鳥取とつながりのあるもの、またはその風情などを感じさせるもの）
- （ウ） 鳥取県の食文化に関連した料理、飲料（ご当地グルメなど）
- （エ） 縁日、祭りにふさわしい料理、飲料

※アルコールの提供は可（ただし、酒販小売免許所持者でない者が販売する場合、コップに入れて販売することはできますが、缶や瓶、開栓前の容器に入れた状態で販売することは法律で認められていません）

★留意点

- ・ 1 ブースにつき販売できる品は最大5品までとします。食数については早期に売り切れにならない数を用意してください。
- ・ 飲料を提供できる出店者の方は、可能な範囲で提供を検討してください。
- ・ 申込書の内容で、販売不適と判断した品目については販売を許可しません。
- ・ 出店者が多数の場合は審査をして通知いたします。
- ・ 加熱調理をしない「生もの」は販売できません。

<出展者は鳥取市保健所と実行委員会への書類提出が必要です。3つあります>

●鳥取市保健所への申請(出店者自身で行ってください)

・ 出店者は令和8年9月18日までに、鳥取市保健所に「営業類似行為開設届」の提出を行うこと。（なお、令和8年10月末までの有効期限のある「露店営業許可証」を持つ出店者は実行委員会宛に許可証を提出することで申請とします）。

●実行委員会への申請(出店者自身で行ってください)

- ・ 令和8年9月18日までに先の営業類似行為申請を提出をしたことを証明するもの（提出書類の複写や電子申請の場合は履歴が分かるもの）を事務局まで提出すること。
- ・ 令和8年9月18日までに、事務局に「ブース内レイアウト（調理台とコンロとガスの位置を

記したもの)の提出を行うこと。消防署に提出する書類となります。

⇒上記書類について期日までに提出がない場合は出店できませんことご注意ください。

5. 募 集

最大5ブース

6. 実施日

(1) 実施日

令和8年10月4日(日)

※天候等により、急遽、まつりを中断または中止する場合が発生しても、当実行委員会による補償は行わない。

(2) 販売時間等

令和8年10月4日(日) 10時00分 ～ 15時00分

※当日の天候等により、まつりの開始時刻が変更された場合には販売時間が変更になる場合がある。この時刻に販売を開始できるよう事前に入場し、準備を行うものとする。

※搬入車輛は原則1台とし、作業終了後は直ちに所定の駐車場に移動させること。入場時間・出店場所については、後日知らせる。また、販売時間内において販売物品を完売しても、撤収は禁止する。

(3) 販売場所

久松公園(指定の出展テントブース)

7. 出店販売方法等

(1) ブース

1ブース=3m×3m

※1ブースにつき長机(180cm×45cm)1台+椅子2脚提供。

※販売場所については、実行委員会一任とする。

※ブース前に看板ポップを設置する場合は、隣接ブースの許可を得たうえで来場者の通行を妨げないものとし、移動撤去については実行委員会の指示に従うこと。なお、ブース前に各自で飲食スペースを設置することは不可。

(2) 水の供給

水道施設は会場内に1箇所用意する。給水専用とし、それ以外での使用は認めない。

(3) 電気・火気の使用

調理等に火気器具、電気器具を使用する場合は、それぞれの火気(ガスボンベ)、発電機を出店者自身で用意すること。なお、火気(IH機器も含む)を使用する場合は、必ず消火器(業務用10号)を備え付けること。当日、消火器設置がない場合は出店取り消しとし、出店料は返金しない。

(4) 出店料等

1ブースあたり11,000円(税込)とする。後日当実行委員会より振込先を案内する。その際、期日までに入金が無い場合は出店を取り消すこととする。

- (5) その他の事項（出店者には開催2週間前をめどに出店マニュアルを送付する予定です）
- ア．会場への車輛運行等については、当実行委員会の指示に従うこと。
- イ．搬入・搬出車輛は原則1台とする。作業終了後は直ちに所定の駐車場に移動させること。
- 搬入 7：30 ～ 9：30（予定）
- 搬出 15：00 以降（予定）、
- 出展担当者からの指示があり次第速やかに行うこと
- ※所定時間以外の会場への車輛乗り入れは認めない。
- ※久松公園内、芝生の上は車輛乗り入れ不可。**
- ※時間内においても会場内への車輛移動は十分注意すること。
- ウ．当日は、当実行委員会で出店の巡視を行う。
- エ．食品の販売に関し、関係機関の許可・届出が必要な場合は、出店者の責任において手続きを済ませておくこと。
- オ．販売品についての問合わせ・苦情・事故（食中毒）、またブース内での事故（引火等）について、また仕入れ・売上・人出の補償等については、該当出店者の責任とし、当実行委員会は一切の責任を負わない。
- カ．食品衛生法に基づく、営業許可を必要とする出店業者等は、衛生管理面（食中毒防止）の観点から必ず消毒液等を準備し、店舗（テント）ごとに備え付けること。なお、各出店者のゴミ袋・清掃用具は、出店業者で準備し、**出店に伴いブース内で発生したゴミは各出店者にて持ち帰ること。**また、油・油缶などについては、各出店者にて処理すること。**なお、出店終了後は近隣のゴミ拾いも含め、すべて片づけること。**
- ※片づけの状況によっては、翌年の出店をお断りする場合があります。
- ク．この要項に記載されていない事柄については、その都度、出店者と当実行委員会にて協議し、決定する。

8. 提出書類等

(1) 申請時における提出書類等

- ア．申請書（別紙様式1）
- イ．出店申込書（別紙様式2）
- ウ．誓約書（別紙様式3）

※露店営業許可証を所持している出店者は許可証の複写を提出してください。

(2) 提出先

鳥取情報文化研究所（鳥取三十二万石お城まつり実行委員会 出店部会）

〒680-0056 鳥取市職人町29 若桜ビル2階

電話 0857-25-5507

ファックス 0857-25-5509

メール shiroika@tottori.to

(3) 提出期限

令和8年8月10日（月）必着

※書類に虚偽の記載があった場合は、違約金 3 万円を当日お支払いいただき、場合によっては法的措置をとらせていただきます。なお、この場合出店を取りやめることになっても、既にお支払いいただいた出店料はお返しいたしませんので、あらかじめご了承ください。

9. 業者決定日

令和 8 年 8 月 1 7 日（月）以降に申請書に記載されたメールアドレスに各出店者様へメール送信します。メール受信できるよう各自の責任で設定をお願いします。